

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
7	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
8	杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第7号

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館運営規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「杉並区立永福図書館」の次に「、杉並区立高円寺図書館」を加え、同項第2号中「杉並区立永福図書館」の次に「及び杉並区立高円寺図書館」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館、杉並区立高円寺図書館及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館及び杉並区立高円寺図書館については、午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館____ ____及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館____ ____については、午前9時から午後9時まで</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月3日

杉並区教育委員会

教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第8号

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立郷土博物館条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下「分館」という。）」を削る。

第3条第1項第1号中「月曜日（」の次に「その日が」を加え、「を除く。」を「に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「毎月の」を「毎月」に、「。ただし、第3木曜日」を「（その日」に改め、「第3条第1項」を削り、「翌日とする。」を「日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 杉並区立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）及び分館_____の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 郷土博物館及び分館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定例休館日 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 館内整理日 毎月 第3木曜日（その日_____が祝日法_____に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日）</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 杉並区立郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）及び分館（以下「分館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 郷土博物館及び分館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定例休館日 毎週月曜日（_____国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。_____）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 祝日法に規定する休日が月曜日に当たる日の翌日。ただし、5月3日又は5月4日が月曜日に当たるときは、同月6日とする。</p> <p>(5) 館内整理日 毎月の第3木曜日。ただし、第3木曜日が祝日法第3条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。_____</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>